プロジェクト研究規程（国内）

(プロジェクト研究の目的)
第１条 日本肝胆膵外科学会（以下、本学会）は、肝胆膵外科に関する研究を推進する上で、学術的に意義があり、その成果を本学会会員が幅広く共有できるプロジェクト研究への助成を行い、広く我が国の医療福祉の向上発展に資することを目指すものである。

(プロジェクト研究の申請)
第２条 プロジェクト研究の責任者（代表研究者）は、１）プロジェクト研究名、２）研究期間、３）予算概要、４）研究組織（共同研究者氏名等)、研究内容(目的、方法、予測される結果、波及効果の見通し等)、５）起こり得る倫理的問題の有無、等を所定の申請書類に記入し本学会事務局に提出する。なお、プロジェクト研究の責任者（代表研究者）の名前で申請し、理事または学会幹事の推薦を必要とする。また、本学会プロジェクトとして採用された場合は、UMIN-CTR、ClinicalTrials.gov、jRCT 等への登録を必須とする。

(研究課題の審査)
第３条 本学会事務局は、提出のあった申請書類をプロジェクト委員会に送付し、審査を付託する。なお、プロジェクト研究の審査においては、プロジェクト委員会委員のほかに、申請のあった研究領域専門の本学会理事を 2 名以上含めることもある。プロジェクト委員会委員長が同 2 名を指名する。プロジェクト委員会は、申請書の内容を審議し、採用が妥当な場合は、理事会に付議する。

(プロジェクト研究の構成員)
第４条 プロジェクト研究の責任者（代表研究者）は本学会評議員とする。

(学会からの援助)
第５条 プロジェクト研究の期間は 3 年間とし、1 課題あたり 50 万円を上限として研究経費を請求できるものとする。研究費用は細則に定める内容に従うものとする。経費の執行については、1 年ごとに収支決算書に見積書・請求書・領収書の証拠書類を添付し毎年 10 月末までに本学会事務局を経て理事会に提出する。本学会事務局は提出された収支決算書の研究経費総額を毎年 12 月末までにプロジェクト研究の責任者（代表研究者）が指定する口座宛て送金する。

(活動の経過と成果の報告)
第６条 プロジェクト研究の責任者（代表研究者）はプロジェクト研究最終年の 10 月末までにプロジェクト委員会に 3 年間の活動経過と成果を研究成果報告書として提出しなければならない。なお、全期間における成果を本学会学術集会で発表し、本学会機関誌 Journal

of Hepato-Biliary-Pancreatic Sciences (JHBPS)に報告するものとするが、研究内容によってはインパクトファクター10 点以上の雑誌または外科雑誌として Annals of Surgery か British Journal of Surgery に投稿する。また、著者は、原則、責任者（代表研究者）を第一著者とし、第二著者以降は登録症例数の多い順番に氏名を記載する。異なる記載になる際は、投稿前に責任者（代表研究者）が本学会理事長及びプロジェクト委員会委員長の承諾を得ることとする。また、JHBPS および Annals of Surgery、British Journal of Surgery への投稿論文以外に、プロジェクト研究の成果に関する題材での学会発表や論文投稿をする際は、本学会理事長及びプロジェクト委員会委員長の承諾を得ることとする。また、論文報告や学会発表には、「本研究は、日本肝胆膵外科学会によって評価採用されたプロジェクト研究であり、研究費用の一部（または全部）は、同学会によって支出されたものである」等を記載する。なお、本学会プロジェクト研究データおよび研究成果の知的財産権は日本肝胆膵外科学会に帰属する。

(プロジェクト研究の継続要件)
第７条 3 年の研究成果報告書をプロジェクト委員会にて審査し、継続の必要性が認められた場合、最長 4 年間のプロジェクトが実施できる。

(プロジェクト研究の更新)
第８条 プロジェクト研究は 3 年の期間を念頭に行い、更新も可能とする。更新の手続きはプロジェクト研究の責任者（代表研究者）がプロジェクト委員会に更新を依頼する。

(症例集積対象施設)
第９条　プロジェクト研究における症例集積対象施設は、原則、高度技能専門医修練施設Ａ、Ｂとする。ただし、研究内容により、その他施設にも協力を依頼することができる。

(データ管理)
第１０条　プロジェクト研究のための症例集積のデータは、責任者（代表研究者）が管理し、データ解析を担当するものとする。また、守秘義務契約書を交わした上で、責任者（代表研究者）は症例集積対象施設リスト（施設名、第一連絡担当者氏名とその Email アドレス）を保有することができる。ただし、プロジェクト研究のための症例集積データは本学会に属するものとし、責任者（代表研究者）および共同研究者が同プロジェクト研究以外の目的で二次使用する際は、本学会倫理委員会に申請し了承を得なければならない。

(倫理委員会への申請)
第１１条　責任者（代表研究者）は、プロジェクト研究開始の前に、責任者（代表研究者）の所属施設での倫理委員会に申請し承認を得るものとする。

(審査員利害関係の排除)
第１２条　上記第 3 条に記されたプロジェクト研究の審査員が、申請のあったプロジェクト研究課題の共同研究者である場合には、その審査を辞退しなければならない。

(規程変更)
第１３条
本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附　　則
この規程は、平成 27 年 6 月 11 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 16 日から一部改正の上、施行する。
この規程は、平成 28 年 11 月 25 日から一部改正の上、施行する。
この規程は、平成 29 年 6 月 7 日から一部改正の上、施行する。
この規程は、平成 30 年 1 月 18 日から一部改正の上、施行する。
この規程は、令和元年 11 月 16 日から一部改正の上、施行する。
この規程は、令和 4 年 12 月 2 日から一部改正の上、施行する。
この規程は、令和 6 年 8 月 22 日から一部改正の上、施行する。

プロジェクト研究（国内）課題の支出項目に関する細則

本学会により採択・承認された研究課題の申請時における研究費用の請求について以下の細則に定める。

１．　この経費には主に会議費、通信費、成果報告発表時の論文投稿に係る英文校正費や掲載費（オープンアクセスジャーナル掲載費も含む)、学会参加費・旅費（ただし、該当発表の抄録コピー、学会参加費領収書等を提出)、統計計算に係るデータ解析費用、および代表施設と協力施設の倫理審査費として充当すること。

２．　パソコン・ソフトウェア等研究以外に使用可能な備品類購入、および人件費、水道光熱費は、原則として申請者の負担とする。

３．　上記以外の費用に関しては、助成の是非をプロジェクト委員会内で検討後、理事会の承認を得るものとする。

４．　本細則は、理事会の議を経て変更することができる。

附　　則

この規程は、令和 4 年 12 月 14 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 29 日から一部改正の上、施行する。